

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人ふるさとの会

特別養護老人ホームふるさと

デイサービスセンターふるさと

介護ステーションふるさと

1. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の基本的な考え方

介護施設は、高齢者が多数生活する環境であり、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であるため、感染症が拡がりやすい状況にあります。

このような前提に立って、施設では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を確立し、感染予防・感染症発生時は迅速で適切な対応に努める必要があります。

施設の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本的理念を理解し、施設全体で取り組みます。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置するなど施設全体で取り組みます。

3. 平常時の対応

①施設内の衛生管理

当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、トイレ、汚物処理室等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

②介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では、細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③面会者・外来者への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止に努めます。

4. 発生時の対応

感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われ

る際の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

①「発生時の状況把握」

…入所者・職員の健康状態を把握します。

②「まん延防止のための措置」

…配置医師(嘱託医師)への連絡、必要に応じて施設内の消毒等を実施します。

③「有症者への対応」

…配置医師(嘱託医師)への連絡、必要に応じて医療機関(協力病院等)に受診します。

④「関係機関との連携」

…配置医師(嘱託医師)、保健所、法人へ報告します。

⑤「行政への報告」

…京丹後市・京都府(丹後保健所)への報告。

施設長は、次のような場合は、迅速に京丹後市の主管部局(健康福祉部長寿福祉課)に報告するとともに、所轄の保健所(丹後保健所)へ報告します。

※報告書式は京都府、京丹後市の指定様式とします。

《報告が必要な場合》

ア. 同一の感染症もしくは、食中毒による、またはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ. 同一の感染者もしくは食中毒による、またはそれらによると疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合

ウ. アおよびイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※イについては、同一の感染症などによる感染者等が、ある時点において、10名以上または全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が発生してからの累積の人数ではないことに注意

《報告する内容》

ア. 感染症または食中毒が疑われる利用者の人数

イ. 感染症または食中毒が疑われる症状

ウ. 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

なお、医師が感染症法、結核予防法または食品衛生法の届基準に該当する利用者、またはその疑いのある者を診断した場合は、これらの法律に基づいた保健所等への届出を行う必要があります。

5. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

感染症対策委員会の設置

①設置目的

感染症および食中毒の予防及びまん延防止のための対策するため、感染症対策委員会を設置します。

②感染症対策担当者・・・看護職員

③感染症対策委員会の構成員

施設長、看護職員、配置医師(嘱託医師)、生活相談員、施設介護支援専門員、介護職員、栄養士、デイサービス職員、居宅介護支援専門員

④感染症対策委員会の開催

委員会は毎月一回開催。その他必要時は随時開催。

⑤ 感染症対策委員会の主な役割

ア. 感染症予防対策および発生時の対応の立案

イ. 各指針・マニュアル等の作成

ウ. 発生時における施設内連絡体制および行政機関、各関係機関への連絡体制の整備

エ. 利用者・職員の健康状態の把握と対応策

オ. 新規利用者の感染症の既往の把握と対策

カ. 委託業者(感染性廃棄物等)への連絡と資材(容器等)の調達

キ. 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施

ク. 各部署での感染症対策実施状況の把握と評価

⑥ 職員の健康管理

ア. 職員の健康診断に関わる業務の主管部署は法人本部総務課であるため、その計画及び結果通知等は総務課が実施。その業務が円滑に遂行できるよう補佐します。

イ. インフルエンザ等の予防接種については、接種の意義、有効性、副作用の可能性を職員へ説明し、同意を得て予防接種を行います。

ウ. 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のための完治までの適切な処理を講じます。

6. 感染症・食中毒の予防・まん延防止における職員の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防・まん延防止のためのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

【施設長】

- 1) 感染症・食中毒の予防・まん延防止体制の総括責任者
- 2) 感染症発生時の行政報告

【配置医師】

- 1) 診断・処置方法の指示
- 2) 協力病院他医療機関との連携

【看護職員】

- 1) 配置医師(嘱託医師)、協力病院との連携
- 2) ケアの基本的手順の教育(指導)と周知徹底
- 3) 衛生管理・安全管理の指導
- 4) 外来者(面会者等)の対応の決定及び指導
- 5) 予防対策への啓発活動
- 6) 早期発見・早期予防の取り組み
- 7) 経過記録の整備
- 8) 職員への教育

【生活相談員・施設介護支援専門員】

- 1) 配置医師(嘱託医師)・看護職員との連携を図り、予防・まん延防止対策を強化(提言・助言)
- 2) 緊急時連絡体制の整備
- 3) 発生時およびまん延防止の対応と指示
- 4) 経過記録の整備
- 5) 家族への対応

【介護職員】

- 1) 各マニュアルに沿ったケアの確立
- 2) 生活相談員・介護支援専門員・看護職員・栄養士・調理員・介護助手との連携
- 3) 利用者の状態把握
- 4) 衛生管理の徹底
- 5) 経過記録の整備

【管理栄養士】

- 1) 食品管理・衛生管理の指導
- 2) 食中毒予防の教育・指導の徹底
- 3) 配置医師(嘱託医師)・看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- 4) 緊急連絡体制の整備(保健所及び関係機関)
- 5) 経過記録の整備

【事務員】

- 1) 施設内の環境整備・備品(感染症対策用備品(個人防護具等))の整備
- 2) 感染性廃棄物の容器(段ボール・プラスチック)の管理(発注・保管を含む)
- 3) 発生フロア等から感染性廃棄物の移動
(発生場所の室外(バルコニー等)から運搬車(業者)へ)

7. 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育及び指示・指導

当法人全事業所の全ての職員(非常勤を含む)に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修の(年2回以上)実施
- ②新任者に対する感染対策研修の実施
- ③その他必要な時期に指示・指導(文書通達を含む)

8. 感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針はホームページにて公表する。

附則

2024年4月1日より実施する。